



安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 鉄標準液 0.1mg Fe/mL (100ppm)

SDS コード : D8-14

供給者の会社名称 :

林 純薬工業株式会社

住所 : 大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号

担当部門 : 試薬化成品部 企画グループ

電話番号 : 06-6910-7305

E-mail : shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp

URL : <http://www.hpc-j.co.jp/>

緊急連絡電話番号 : 06-6910-7305

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	鈍性化爆発物	分類できない
	爆発物	分類できない
	可燃性ガス	区分に該当しない
	エアゾール	分類できない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高圧ガス	区分に該当しない
	引火性液体	分類できない
	可燃性固体	区分に該当しない
	自己反応性化学品	分類できない
	自然発火性液体	分類できない
	自然発火性固体	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	分類できない
	酸化性液体	分類できない
	酸化性固体	区分に該当しない
	有機過酸化物	分類できない
	金属腐食性化学品	区分 1
健康有害性	急性毒性 (経口)	区分に該当しない
	急性毒性 (経皮)	分類できない
	急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 蒸気)	分類できない
	急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性／刺激性	区分 1
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分に該当しない

環境有害性	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	分類できない
	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 3
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない

オゾン層への有害性 分類できない

絵表示
(GHS JP)



GHS05

注意喚起語 (GHS JP) : 危険

危険有害性情報(GHS JP) : 金属腐食のおそれ (H290)
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314)
水生生物に有害 (H402)

注意書き(GHS JP)

安全対策 : 他の容器に移し替えないこと。(P234)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置 : 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363)
物的被害を防止するためにも流出したものを受け取ること。(P390)

保管 : 施錠して保管すること。(P405)
耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。(P406)

廃棄 : 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
塩化鉄(Ⅲ)	約 0.029%	FeCl ₃	(1)-213	既存化学物質	7705-08-0
塩化水素	約 0.36%	HCl	(1)-215	既存化学物質	7647-01-0
水	約 99.611%	H ₂ O	-	-	7732-18-5

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て質量%となります。

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合	: 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。 多量の水と石鹼で優しく洗うこと。 直ちに医師に診断／手当てを受けること。
眼に入った場合	: 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に診断／手当てを受けること。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせないこと。 水を大量に飲ませる。 口をすすぐこと。 直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 水噴霧、耐アルコール泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
使ってはならない消火剤	: 強い水流は使用しない。
爆発の危険	: 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
火災時の危険有害性分解生成物	: 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
消火方法	: 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に 消火する。 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。 消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。 消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
消火時の保護具	: 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置	: 立ちに入る前に、密閉された場所を換気する。 関係者以外の立入りを禁止する。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な 保護具を着用し、風下で作業行わない。
-------	--

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項	: 環境への放出を避けること。 下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	

封じ込め及び浄化の方法及び機材

浄化方法	: 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。 できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。 回収跡は多量の水で洗い流す。 可能であれば、洗い流す前に、消石灰、ソーダ灰等で中和する。
------	---

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	: 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業 する。 漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十 分にする。
安全取扱注意事項	: この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗いうがいをすること。

	作業所の十分な換気を確保する。
	接触、吸入又は飲み込まないこと。
接触回避	: 長時間または反復の暴露を避ける。
保管	
安全な保管条件	: 施錠して保管すること。 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。 耐腐食性／耐腐食性内張りのある耐腐食性容器に保管すること。
安全な容器包装材料	: 遮光した気密容器。
技術的対策	: 適用法令を遵守する。
保管温度	: 冷暗所保管

8. ばく露防止及び保護措置

ばく露限界値	
塩化鉄(Ⅲ)	
許容濃度(ACGIH)	TWA 1 mg/m ³ , STEL – (as Fe)
塩化水素	
許容濃度(産衛学会)	【最大許容濃度】2ppm(3.0mg/m ³)
許容濃度(ACGIH)	TWA –, STEL C 2 ppm

設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

皮膚及び身体の保護具	: 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
手の保護具	: 不浸透性保護手袋
呼吸用保護具	: 酸性ガス用防毒マスク

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
外観	: 液体
色	: 淡い黄色透明
臭い	: ほとんど無臭
pH	: ≤ 1 (25°C)
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: 1.00 g/cm ³ (20°C)
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし

粒子特性 : データなし

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : データなし
- 化学的安定性 : 通常の取扱い条件では安定である。
- 危険有害反応可能性 : 強酸で、塩基と反応する。酸化剤と反応し、有毒な塩素ガスを生成する。加熱により有毒な塩化水素ガスを発生する。多くの金属に作用して、引火/爆発性の水素ガスを発生する。
- 避けるべき条件 : 日光、熱。塩基、酸化剤、有機過酸化物、金属との接触。
- 混触危険物質 : 塩基、酸化剤、有機過酸化物、金属
- 危険有害な分解生成物 : 塩化水素、塩素、水素

11. 有害性情報

製品として	
急性毒性(経口)	区分に該当しない
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入)	蒸気:分類できない 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:分類できない
皮膚腐食性／刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない
誤えん有害性	分類できない
塩化鉄(III)	
急性毒性(経口)	ラットの LD50 値として、500–5,000 mg/kg、900 mg/kg、1,872 mg/kg、約 2,900 mg/kg、約 2,900 mg/kg の 5 件の報告 (SIDS (2008)) がある。区分 4 及び区分外にそれぞれ 2 件づつのデータが該当するので、LD50 値の小さい値の該当する区分 4 とした。
急性毒性(経皮)	データ不足のため分類できない。
急性毒性(吸入:気体)	GHS の定義における固体である。
急性毒性(吸入:蒸気)	GHS の定義における固体である。
急性毒性(吸入:粉末)	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	本物質は強酸性物質であり、0.1M 溶液は pH2 (HSDB (Access on September 2014)) との記載があることから区分 1 とした。なお、ウサギを用いた試験の報告が 3 報あり、刺激性ありが 2 件、刺激性なし 1 件の結果が報告されている (SIDS (2008)、IUCLID (2000))。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	本物質は強酸性物質であり、0.1M 溶液は pH2 (HSDB (Access on September 2014)) との記載がある。また、ウサギに本物質の 40% 水溶液を適用した結果、重度の刺激性を示した (SIDS (2008)、IUCLID (2000))。以上の結果から区分 1 とした。
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。モルモットを用いた試験において、2 匹中 1 匹に陽性反応がみられたが、例数が少なく試験法について不明であるため結論できないとの記載がある (SIDS (2008)、IUCLID (2000))。また、66 歳白人男性の鉄への接触感作と本物質 2% 液のパッチテストでの陽性反応が報告されている (SIDS (2008)、IUCLID (2000)) が 1 症例のみである。
生殖細胞変異原性	ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなつたため、「分類できない」とした。すなわち、in vivo では、マウス骨髄細胞の小核試験で陰性 (SIDS (2008))、in vitro では、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験 1 例で陽性であるが、複数の細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陰性である (SIDS (2008)、NTP DB (Access on October 2014))。なお、マウス精巣を用いた in vivo 染色体異常試

塩化鉄(III)	
	験で陰性報告があったが、詳細不明であった(SIDS (2008))。旧分類で、「マウスに経口投与による骨髄細胞の染色体異常試験陽性結果 (IUCLID (2000))」は誤りであり、硫酸鉄(II)における陰性の結果であったことから削除した。また、旧分類の「マウスに経口投与による骨髄細胞の小核試験陽性結果 (IUCLID (2000))」は、SIDS (2008)において对照群がないなど複数の問題があり in valid と記載されているため削除した。
発がん性	国際評価機関による発がん分類はない。雌雄の F344 ラットを用いた 2 年間飲水投与発がん性試験で発がん性はみられていない(SIDS (2008))が、1 種の動物のみの結果でありデータ不足のため分類できない。
生殖毒性	データ不足のため分類できない。なお、生殖毒性試験の情報はないが、ラットの精巣内に投与した実験で精巣、精巣上体の精子形成に影響がみられたとの報告、交配 1 日前にラットの腟内に投与した実験で着床前の死亡がみられたとの報告 (SIDS (2008)) がある。これらは通常の生殖発生毒性試験と投与経路が異なることから分類根拠としなかった。また、ラットを用いた経口経路(飲水)での催奇形性試験において、母動物及び胎児に影響がみられていないとの報告がある (SIDS (2008))。しかし、1 用量のみの試験であり分類に用いなかった。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	本物質ではないが、鉄化合物として、粉塵、ミストの吸入で気道刺激性がある (ACGIH (7th, 2001)、SIDS (2008)、HSDB (Access on September 2014))。本物質については、1 例の報告であるが、ヒトが塩化第二鉄溶液 200 mL (pH1) を誤飲した事例で、初期に低酸素血症、呼吸性アルカリーシスを伴う重度の代謝性アシドーシス、摂取 3 時間後に嘔吐、意識混濁、頻脈、頻呼吸、摂取 4 時間後に重度の嘔吐、心肺停止により死亡したとの報告がある (HSDB (Access on September 2014))。なお、ヒトの鉄化合物の経口摂取により、嘔吐、下痢、軽度の嗜睡、上腹部痛、蒼白、重篤な場合、高血糖、チアノーゼ、昏迷、アシドーシス、吐血、昏睡の報告、硫酸鉄(II) の経口摂取で胃粘膜の影響、心血管/末梢循環系の影響、代謝性アシドーシス、中枢神経系への影響の記載がある (SIDS (2008)、ACGIH (7th, 2001))。以上より、本物質は気道刺激性を有すると考えられることから区分 3 (気道刺激性)、また、全身性に影響を与えると考えられるが標的臓器を特定できないことから区分 1 (全身毒性)とした。旧分類では全身毒性を区分 2 としていたが、ヒトへの影響は上記のとおり重篤な場合があることから、区分 1 に変更した。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	塩化鉄(III)・6 水和物をラットに 13 週間飲水投与した試験において、無毒性量 (NOAEL) は 5,000 ppm (雄: 277 mg/kg/day、雌: 344 mg/kg/day 相当) と報告されている (SIDS (2008)) が、病理組織検査を含めて十分な評価項目で実施された試験結果ではない。2 倍の鉄イオンは胃内の低 pH により 3 倍の鉄イオンに酸化され、タンパクとキレートを形成して水溶性を高め、小腸粘膜より吸収される (SIDS (2008)) との記述があり、反復投与毒性試験を 2 倍鉄化合物まで範囲を広げて調査しても、硫酸鉄(II)・7 水和物をラットに最長 49 日間、塩化鉄(II) をラットに最長 54 日間、いずれも強制経口投与した反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験 (OECD TG 422) において、区分 2 までの用量範囲では無毒性で、高用量群 (ガイドンス値換算で 233 mg/kg/day 超) でさえ、脾臓、肝臓への色素 (ヘモジデリン) 沈着、血液影響などがみられた程度で、重篤な標的臓器毒性はみられていない (SIDS (2008))。以上より、経口経路では区分外相当と考えられるが、他の経路での毒性情報がなく、データ不足のため「分類できない」とした。
誤えん有害性	データ不足のため分類できない。
塩化水素	
急性毒性 (経口)	ラット LD50 = 238~277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS (2009)) より、危険性の高い方の区分 3 とした。
急性毒性 (経皮)	ウサギ LD50 > 5010 mg/kg (SIDS (2009)) に基き区分外とした。
急性毒性 (吸入: 気体)	ラット LC50 = 4.2, 4.7, 283 mg/L/60min(4 時間換算値: 順に、1411, 1579, 95083 ppm) (SIDS (2009)) より、危険性の高い方の区分 3 とした。
急性毒性 (吸入: 蒸気)	データなし。
急性毒性 (吸入: 粉末)	エアゾールのデータ、ラット LC50 = 1.68 mg/L/1h (SIDS (2009))。この値の 4 時間値 0.42 mg/L に基づき区分 2 とした。
皮膚腐食性／刺激性	ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1~4 時間曝露により濃度次第で腐食性が認められていること (SIDS (2009))、マウスあるいはラットに 5~30 分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きていること (SIDS (2009))、またヒトでも軽度~重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある (SIDS (2009))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分 1 とした。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	皮膚腐食性で区分 1 に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の

塩化水素	
	水溶液である塩酸曝露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述があり(SIDS (2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている(SIDS (2002))ので区分 1とした。なお、EU 分類では C、R34 に分類されている。
呼吸器感作性	日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分 1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に曝露後気管支痙攣を起こし、1年後にお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(ACGIH (2003))。
皮膚感作性	モルモットの Maximization Test およびマウスの Ear Swelling Test での陰性結果(SIDS (2009))に加え、50人のヒトに感作誘導後 10~14 日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告(SIDS (2009))があり、区分外とした。
生殖細胞変異原性	In vivo 試験のデータがないため分類できない。なお、Ames 試験では陰性、in vitro 染色体異常試験では低 pH に起因する偽陽性が得られている(SIDS (2009))。
発がん性	IARC による Group 3(1992 年)、ACGIH による A4(2003 年)の分類に基づき区分外とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はなく(SIDS (2009))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素曝露との関係に否定的である(IARC 54(1992)、PATTY (5th, 2001))。
生殖毒性	データはすべてラットまたはマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため「分類できない」とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトで吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、(IARC 54(1992)、ACGIH (2003)))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分 1 の範囲で認められている(ACGIH (2003)、SIDS (2009))。以上のヒトおよび動物の情報に基づき区分 1(呼吸器系)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS (2002)、EHC 21(1982)、DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOTvol.6 (1994))。これらの情報に基づき区分 1(歯、呼吸器系)とした。
誤えん有害性	GHS の定義におけるガスである。

12. 環境影響情報

製品として	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 3
水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	分類できない
塩化鉄(III)	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(ミジンコ)による 48 時間 LC50 = 37.5 mg/L (12.9 mgFe/L)(SIDS, 2008) であることから、区分 3 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	無機化合物につき環境中動態が不明であるが、甲殻類(オオミジンコ)の 21 日間 NOEC = 2.0 mg/L (0.70 mgFe/L)(SIDS, 2008) であることから、区分外とした。
塩化水素	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(オオミジンコ)での 48 時間 EC50 = 0.492mg/L(SIDS, 2005) 他であることから、区分 1 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

- 国連番号 (IMDG) : 3264
正式品名 (IMDG) : CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S.
容器等級(IMDG) : III
輸送危険物分類 (IMDG) : 8
危険物ラベル (IMDG) : 8
クラス(IMDG) : 8
特別規定 (IMDG) : 223, 274
包装要件(IMDG) : P001, LP01
IBC 包装要件(IMDG) : IBC03
ポータブルタンク包装規定 (IMDG) : T7
輸送特別規定-タンク(IMDG) : TP1, TP28
積載区分 (IMDG) : A
特性および観察結果 (IMDG) : Causes burns to skin, eyes and mucous membranes.
緊急時応急措置指針番号 : 154

航空輸送(IATA)

- 国連番号 (IATA) : 3264
正式品名 (IATA) : Corrosive liquid, acidic, inorganic, n.o.s.
容器等級 (IATA) : III
輸送危険物分類 (IATA) : 8
危険物ラベル (IATA) : 8
クラス (IATA) : 8
PCA 微量危険物(IATA) : E1
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA) : Y841
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA) : 1L
PCA 包装要件(IATA) : 852
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA) : 5L
CAO 包装要件(IATA) : 856
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA) : 60L
特別規定(IATA) : A3, A803
ERG コード (IATA) : 8L
海洋汚染物質 : 非該当

国内規制

- 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 154
特別な輸送上の注意 : 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

15. 適用法令

国内法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

	塩化水素 (政令番号 : 98) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項)
毒物及び劇物取締法	: 非該当
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	: 非該当
大気汚染防止法	: 排出規制物質(有害物質) (法第2条第1項3、政令第1条) 特定物質 (法第17条第1項、政令第10条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 腐食性物質(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
水道法	: 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	: 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 非該当
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他情報

参考文献

: 17120 の化学商品(化学工業日報社)
国際化学物質安全性カード(ICSC)
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
ERG2016 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)

その他の情報

: この SDS は林 純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。